

# 3

## 月1日～7日

### 春季火災予防運動

#### 幼稚園児を対象とした防火・防災教育の実施

小さいころから防火意識を持つてもらうことを目的として、防火映画の上映、着ぐるみを用いた防火・防災教育を実施します。

#### 幼年消防クラブ員による「はっぴ着用通園」

幼年消防クラブ員にはっぴを着て通園してもらうことにより、火災予防運動実施の周知を図ります。



幼年消防クラブ員のかわいいはっぴ姿（消防出初式）

#### 防火ポスター展・ちびっこ防災書道展

秋に募集し作成した防火ポスターの全応募作品と、同じく秋の防災書道展に応募された全作品を社会教育センターに展示します。

#### 車両・船舶火災の防火安全対策の推進

事業用バス・事業用船舶に対して、防火安全対策の周知徹底をお願いします。

#### 「見直そう 森の恵みと火の始末」を合言葉に山林火災予防広報

山林火災を予防するために、登山道、ハイキングコース内に設置された山林火災予防広報用標識柱などの点検整備を実施しながら、入山者に対する山林火災予防広報を実施します。

照会先 消防本部予防課  
☎ 82-4505

# 6

## 割以上が逃げ遅れです

住宅火災の犠牲者の約6割以上が逃げ遅れです。（平成19年版消防白書）

火災警報器の設置により火災の早期発見ができます。皆さんの尊い命や財産を守るために一日も早い設置をお願いします。

#### いつまでに設置するの？

新築住宅はすでに設置が義務付けられていますが、既存住宅は平成23年6月1日までに設置しなければなりません。

#### どこに設置すればいいの？

●寝室 普段の就寝に使われる部屋に設置します。子ども部屋や老人の居室なども就寝に使われている場合は対象となります。

#### ●階段

寝室がある階の階段最上部に設置します。

設置場所は天井や壁にして、エアコンの吹き出し口近くなどは避けましょう。



#### 悪質な訪問販売に注意を！

消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから「検査に来た」、「設置しないと罰則規定がある」などの口実で家の中に入り込み、住宅用火災警報器を売りつける被害が増えています。

①町職員・消防職員や消防団員が住宅用火災警報器を訪問販売したり、特定の業者に販売を委託することはありません。

②設置は法律で義務化されていますが、設置していない場合に罰せられることはありません。

③住宅用火災警報器は、誰でも簡単に取り付けることができます。

④火災警報器の訪問販売は特定商取引法に基づくクーリング・オフ制度の対象です。

### 春季火災予防運動標語

# 火のしまつ 君がしなくて誰がする

# 7

## つのポイント

住宅火災からいのちを守るポイントをおさらいしておきましょう。

#### 3つの習慣

- ①寝たばこは絶対やめましょう。
- ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消しましょう。



#### 4つの対策

- ④逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報機を設置しましょう。
- ⑤寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用しましょう。
- ⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置しましょう。
- ⑦お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。

### 防火対策チェック

- 消火器や三角バケツを常備している
- 火を使う場所の近くに危険物を置いていない
- 寝る前にガスの元栓を確認している
- 石油ストーブの火は必ず消してから給油している
- こんろの側を離れるときは必ず火を消している
- 寝タバコはしていない
- 家の周りに燃えやすい物は置いていない
- 住宅用火災警報器を設置している

# 119

## へあわてずダイヤル

「火事だ！」  
あなたは緊急事態に適切な対応をすることが出来ますか？

火災を発見したらおちついて119をダイヤル

#### 通報のポイント

- ①何が起ったのか
- ②場所はどこか
- ③近くに目標物はあるか
- ④何が燃えているか（建物、車、山林、その他）
- ⑤あなたの名前と
- ⑥出火場所および
- ⑦非難できない人や

#### 消防隊が現場に着いたら

消防隊は、火災現場に着くと消火活動と同時にいろいろな情報を集めます。これは、現場に取り残された人の救助や火災の拡大を防ぐために大切なことです。もし、現場で状況を聞かれたときには、事実をわかりやすく教えてください。

### 消防団員募集中

町消防団では、消防団員を募集しています。

あなたも、地域の防災リーダーとして活動している消防団に参加してみませんか。

対象 町内に在住・在勤の18歳以上の方

照会先 近くの消防団員または、消防本部消防総務課  
☎ 82-4511